

いいともあいち魅力向上推進事業委託業務仕様書

1 業務の目的

本県が推進する「いいともあいち運動」の県内での認知度は26.9%（2025年度）にとどまっており、特に働き盛りの年代の認知度が低く、こうした世代に対して効果的な啓発を行い、愛知県産を優先して利用いただく機運を高めていくことが必要となっている。

一方、SDGsや環境負荷低減に対する社会的関心が高まる中、これらに貢献することができる取組のひとつとして「地産地消」への県民の関心も高まりつつある。

そこで、「いいともあいち運動」の根幹となっている「地産地消」について、SDGsや環境負荷低減への貢献といった要素と合わせた一層の理解促進とその実践を促すための取組を実施する。

2 概要

県民の地産地消に対する理解を一層深めるためのデジタルプロモーションや、その浸透と定着を図るため、「いいともあいち運動」に賛同する民間企業等と連携し、県民が日常的に県産農林水産物等を購入する機会や主体的に情報配信を行う機会を創出する体感型プロモーションを実施する。

3 委託業務内容

(1) デジタルプロモーションの実施

県民の地産地消に対する理解を一層深め、日常の購買行動や食生活での実践につなげるため、著名人等が先導して地産地消に取り組む姿をデジタルプロモーションとして放映するにあたり、以下の条件で企画提案し、実施すること。

ア 地産地消レシピ動画の企画立案・実施

(ア) コンセプト

- ・県産農林水産物を題材として、著名人等が出演し、地産地消メニューを調理する料理講座を動画で制作すること。
- ・講座内容は、地産地消や県産農林水産物の魅力を効果的に発信するものとし、あわせて、地産地消の取組やSDGs、環境負荷低減への貢献についても触れ、視聴者の興味・関心や実践意欲が高まる内容とすること。
- ・料理講座動画には知事が出演し、著名人等とともに調理を行うなどの企画を1回以上設定し、実施すること。

(イ) 配信

- ・料理講座は、動画コンテンツとして、YouTube等の動画配信プラットフォームを活用して配信すること。
- ・映像表現、演出、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者が行うこと。
- ・配信時期は、料理講座に活用した農林水産物の入手が可能な時期に集中して設定すること。

- ・配信にあたっては、話題性や拡散性等を確保するため、多くの県民に周知できるよう SNS 等を活用した広報を行い、実際に調理を行う者の数が増加するよう工夫を行うこと。
- ・配信形態は、録画を基本とし、編集及び構成については県と協議の上、決定すること。
- ・制作した動画は、PR 動画として事業実施期間中は、県のホームページで公開できるものとする。

(ウ) その他留意事項

- ・動画のコンセプト及び構成が具体的にイメージできるよう、絵コンテ等を用いて提案することとし、その提案理由を明記すること。
- ・撮影前に、動画構成について県と協議し、絵コンテ等により全体のイメージを共有すること。また、配信までに県が校正する機会を設けること。
- ・その他、適宜、県と協議を行いながら決定するものとする。

イ オンラインによる県民参加型の地産地消の意見交換会の開催

- ・ア(ア)で作成した動画を教材として動画を視聴し、実際に調理を行った県民を対象に、オンラインによる県民参加型の地産地消の意見交換会を開催すること。
- ・意見交換会は、アの動画に出演した著名人、料理研究家等をコメンテーターとして配置するとともに、ファシリテーターを設け、意見交換会が円滑かつ効果的なものとなるよう、工夫すること。
- ・意見交換会は、地産地消の取組をテーマとして、その実践を通じて感じたことなど、消費者目線での地産地消に係る意見を引き出すとともに、地産地消への理解促進や行動変容につながる交流の場となる企画とすること。
- ・参加者は広く県民から募集することとし、動画を教材として調理を行ったことを確認できるよう、工夫すること。
- ・開催時間は、1 時間以上とし、参加者同士の交流が促される構成とすること。
- ・参加者の取組内容や意見、意欲等を踏まえ、次項ウの連動企画につながる仕組みを設けること。
- ・意見交換会の様子を撮影した動画は、事業実施期間中は、県のホームページで公開できるものとする。
- ・開催方法、参加条件、募集方法等については、県と協議の上、決定すること。

ウ 連動企画の立案・実施

- ・前項イの意見交換会に参加した県民の中から、地産地消への取組意欲が高く、発信力が期待できる者を 1 名以上選定し、アの動画に出演した著名人等が自宅を訪問して地産地消メニューの調理を直接指導等行う連動企画を立案し、実施すること。
- ・連動企画では、著名人が参加者とともに調理を行いながら、地産地消の意義や県産農林水産物の魅力について語り合うなど、視聴者にとって親しみやすく共感性の高い内容とすること。
- ・今回の動画をきっかけとした地産地消に係る行動変容が伝わる構成となるよう工夫

すること。

- ・連動企画の実施状況を撮影し、地産地消のPRにつながる動画コンテンツとして編集すること。
- ・編集した動画は事業実施期間中は、県のホームページで公開できるものとする。
- ・参加者の選定方法、実施内容等の詳細については、県と協議の上、決定すること。

エ 効果測定及び報告

県の求めに応じ、以下のデータについて集計を行い、提供すること。提供時期及びデータの種類については、県と協議の上、決定すること。

- ・料理講座動画及び関連動画の視聴回数、視聴率等
- ・動画配信プラットフォーム及びSNS等における再生、共有、コメント等の状況
- ・3(1)のア～ウについて、それぞれ編集の上、成果物としてとりまとめること。
- ・意見交換会において聴取した県民の意見については整理・分析を行い、消費者目線による地産地消の意義や課題をとりまとめること。
- ・事業終了後、実施結果及び効果を取りまとめた報告書を提出すること。

(2) 体感型プロモーションの実施

県民が日常的に県産農林水産物等を購入する機会や主体的に情報配信を行う機会を創出し、普段の食生活の中でSDGsの達成にも貢献する地産地消をアピールする体感型プロモーションを以下の条件で企画提案し、実施すること。

ア デジタルコンテンツを活用したスタンプラリー

(ア) 企画立案・実施

- ・「いいともあいち推進店※」(加入する意志のあるものを含む。)をスタンプ獲得箇所とし、公募のうえ300店舗以上設定すること。選定にあたっては、一定の地域に偏ることのないよう考慮すること。

※いいともあいち推進店

いいともあいち運動の取組の中で、県産農林水産物やその加工品を、積極的に販売している店舗や食材として利用している飲食店を登録している。

- ・開催期間は、「いいともあいちキャンペーン月間」である11月を含む概ね4ヶ月とすること。
- ・スタンプの獲得方法は、参加者が実際にスタンプ獲得箇所に行ったことを確認できる仕組みとすること。
- ・スタンプの獲得数に応じて記念品の抽選に応募できることとすること。
- ・企画提案にあたり、スタンプラリー参加者が1万人以上となるよう効果的な集客を実現できる工夫した要素を盛り込むこと。
- ・「参加店舗マニュアル」を作成し、スタンプラリー参加店舗に配付・説明すること。

(イ) 広報PRツールの作成・配布

- ・スタンプラリーを広報するため、リーフレットやポスター等の広報PRツールを作成すること。
- ・広報PRツールには、可能な限り県産農林水産物のPR要素を盛り込むこと。

(ウ) 情報媒体を活用した広告

- ・多くの集客を見込めるよう、開催期間中のPRを工夫すること。
- ・その他、スタンプラリー専用WEBサイトの開設、SNSを活用した情報発信等、スタンプラリーを効果的に広報できる手段について、提案ができるものとする。

(エ) 記念品当選者の決定、記念品の手配・発送

- ・当選者の決定方法は抽選によるものとし、県と協議の上、決定すること。
- ・応募条件に沿った記念品を手配することとし、記念品の内容及び数については県と協議の上、決定すること。
- ・記念品の発送は、スタンプラリー終了後速やかに完了すること。

(オ) その他、付随する業務

- ・事務局を設置し、スタンプラリー参加店舗や参加者などからの問い合わせ等に対応すること。
- ・スタンプラリーの実施に付随する業務を行うこと。
- ・県の求めに応じ、スタンプラリー参加者等の集計データを提供すること。提供する時期、データの種類については、県と協議の上、決定すること。
- ・参加者や参加店舗に対し、本事業に対する効果、評価などを把握するためのアンケート調査を実施し、その結果をとりまとめ、3(1)エと併せて県民が地産地消を取り組みやすくなるような量販店等でのマーケティング手法を検証すること。また、とりまとめにあたっては、今後の県が行う地産地消の施策に参考となるよう、配慮すること。
- ・その他、適宜、県と協議を行いながら決定するものとする。

4 実績報告書の提出

(1) 提出時期及び提出部数

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（成果報告書を含む。）を契約期間内に提出すること。

ア 委託業務実績報告書（A4版、横書き） 2部

イ 委託業務実績報告書の電子データ 1式（CD-ROM等）

ウ デジタルプロモーションに関するPR動画等の電子データ一式及び分析結果報告書

エ スタンプラリーに関する統計データ一式

- ・スタンプ参加者総数（年代・性別・居住地等）のデータ
- ・スタンプ獲得箇所ごとに獲得されたスタンプ数のデータ
- ・参加者の属性に応じた、獲得スタンプ数のデータ など

オ スタンプラリー参加店舗等へのアンケート調査集計結果一式

- ・地産地消の理解促進
- ・いいともあいち運動の認知度
- ・愛知県産農林水産物を積極的に購入する割合 など

カ モデル店舗へのヒアリング結果及び県産農林水産物の恒常的な使用に関する提言

キ スタンプラリーに関する広報PRツール一式（電子データ含む）

ク その他県が指示したもの

(2) 納入場所

食育消費流通課

(3) その他

委託業務実績報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

5 その他

- (1) 本業務は、国の地域未来交付金を活用して行うため、「地域未来交付金交付要綱」等に規定する要件を遵守すること。また、受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (2) 業務内容の全般について、県と事前に連絡・調整をとり、県の指示に従って行うこと。また、事業の進捗状況について、随時、食育消費流通課に報告を行うこと。
- (3) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本業務により作成した成果品の著作権は、原則、愛知県に属することとする。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、仕様書及び企画提案書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。